

答 申 情 第 1 2 0 号
令 和 3 年 3 月 3 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年5月26日付け保障第68号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

当事者会の収支記録等の不existenceによる非公開決定事案（諮問情第211号）

(別紙)

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定は妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和2年1月17日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、京都市発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）において行われていた当事者会Let's Learn Autism（以下「LLA」という。）について、①参加者に菓子類を提供すること及びその費用負担を参加者に負わせていたことに関して意思決定が示されている記録文書、並びに②収支や参加人数が示されている記録文書の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。

(2) 処分庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和2年3月3日付けで、その旨及び理由を次のとおり審査請求人に通知した。

京都市発達障害者支援センターに保管する過去の記録について探索を行ったが、請求に係る事項について意思決定が示されている公文書の存在が認められないため

(3) 審査請求人は、令和2年4月15日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) かがやきの運営について

かがやきは、発達障害のある方とその御家族が地域で安定して生活ができるように

支援するセンターであり、「相談支援」、「就労支援」、「発達支援」、「普及啓発・研修」の4つの機能を併せ持つセンターとして平成17年11月に開設し、社会福祉法人へ委託して事業を実施している。各事業の実施に当たっては、福祉、保健、医療等の各分野の支援が総合的に提供されるよう、子ども若者はぐくみ局児童福祉センターと密接に連携して支援内容等を協議している。子ども若者はぐくみ局児童福祉センターの一部門に位置付けられているが、平成31年4月から事務分掌の一部が改正され、「発達障害者支援センターに関すること」については、保健福祉局障害保健福祉推進室において担当することになった。

(2) かがやきの利用について

京都市発達障害者支援センター運営事業実施要綱（以下「要綱」という。）において、利用者の費用負担について次のように規定している。

（費用）

第10条 事業の利用に係る費用は無料とする。ただし、療育については、京都市児童福祉センター条例第7条第2項及び第3項の規定によるものとする。

2 前項の規定に定めるもののほか、利用者に帰すべき負担については、別に利用者が負担することがある。

(3) L L Aについて

普及啓発・研修に係る事業の一環として、発達障害への理解を深めるため、かがやき職員とかがやき利用者が参加して懇談をする当事者会であり、平成22年度から平成25年度の期間にかがやきが主催して実施していた。利用者に配付した菓子類の購入に要する経費は委託先法人が管理したものであり、参加のあった利用者から当該費用を徴収していた事実には誤りはない。なお、利用者に費用を負担させていたことについては、要綱第10条第2項に規定によるものと推認するが、金銭の受領に係る領収書や出納簿を作成していたかどうか、記録が存在しないため不明である。

(4) 本件請求について

かがやきが主催するL L Aにおいて、参加者に菓子類を提供し、その費用を参加者に負担させていたことに関して意思決定が示されている記録及びその収支が示されている記録を公開するよう求めたものである。

(5) 本件処分について

かがやきが保有する公文書については、相談者ごとに簿冊を作成して保管しているほか、会議録や名簿などは電磁記録で保有している。これらすべての文書の中から、児童福祉センターとの協議記録を含めL L Aに関する諸記録を探索したが、本件請求

に係る記録は存在しなかった。また、LLA実施当時にかがやきに関することを担当していた子ども若者はぐくみ局児童福祉センターに対し、本件請求に関する記録の有無を問い合わせたが、LLAに関する諸記録は存在しないと回答があった。なお、かがやきにおける事務事業の実施等に関する文書の保存年限は、京都市公文書管理規則に基づき当該文書完結日の翌日から起算して5年としているため、仮に当該記録を作成または取得していたとしても文書保存年限の経過により廃棄した可能性も考えられる。

したがって、本件請求に係る記録は存在しないものと判断し、不存在による非公開決定をしたものである。

(6) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 決定通知書に於いて処分庁は「不存在」と答えているが実際は「存在する筈」なのでそれらの取り消しを要求する事が当審査請求に於ける趣旨である。
- (2) 本件はかがやきに於いて行われていた当事者会LLAが対象である。かがやきとしての業務でありその点に於いて根拠と為る文書等が存在しない事はない。かがやきは当事者会を運営するに当たり思い付きで行っていたのか？LLAに限れば参加者から参加費（一回200円）を徴収して菓子類を提供していたが菓子類を購入したレシートや領収書すら存在しないのだろうか？かがやきが管理しているであろう会計帳簿はそれ程杜撰なのだろうか？以上の諸点を踏まえれば根拠と為る文書等が存在しないことはあり得ない。
- (3) かがやきが参加者に提供した物は菓子類の他にPower Pointを印刷した冊子もある。かがやきによる説明では参加費（一回200円）の内訳はこれら二種であるが何が幾らかは不明である。菓子類を恐らく最寄りの店に於いて購入していたと思われるがそれらを万引きしていないのであればreceipt或いは領収書が存在する筈であるが何故かがやきは「存在しない」と答えている。過去の話であるので確かにそれらが現存していないにしても普通であれば会計帳簿（出納簿）に書き残す筈であるが何故かそれも「存在しない」らしい。

- (4) 処分庁は「出納簿を作成していたかどうか、記録が存在しないため不明である。」と記述しているが出納簿（会計帳簿）を作成していたのか否かは当時の職員を聴取すれば直ぐに判る事である。最初から作成していないのであれば記録が存在しない事は自明であり次に問い質すべき事は何故作成していないのかである。一方で誰かが作成していたのであれば次に問い質すべき事はなぜ存在しないのかである。時期が古いので廃棄したのか、或いは証拠隠滅したのか、それとも隠蔽しているのか？先ずは出納簿（会計帳簿）の作成について当時の職員を聴取する必要があるとその回答に基づいて次の疑義に進むしか無い。
- (5) かがやき及び児童福祉センターの内情について不知であるが処分庁が指摘する通り過去の話であるので「廃棄した可能性」を完全に否定する事は出来無い。しかし飽く迄「廃棄」を主張するのであれば先ず記録が作成された事が前提であり次いで「廃棄」を裏付ける廃棄簿を証拠提出すべきである。前述の通り最初から作成していないのであれば探索して発見出来無い事は自明であるので先ずは当時の職員を聴取して記録を作成していたのか否かを特定させるべきでありそれをせずに闇雲に探索しても時間の無駄である。
- (6) 処分庁による弁明の全てが嘘とは考えないが前述した通り疑義は残されたままであり解決していない。また審査請求人がかがやきに呈している疑義（LLA に於ける参加費返金に伴う遅延利息及び慰謝料の要求）についても同様に解決していない。それらの疑義が解決されておらず全容も明らかにされていないので本件処分を容認出来ず取り消されるべきである。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

審査請求人が求めている文書は、かがやきが平成22年度から平成25年度まで実施していた当事者会（LLA）について、参加者に菓子類を提供すること及びその費用を参加者が負担することに関する意思決定が示されている文書、並びに収支や参加人数が示されている文書である。

(2) 本件処分について

ア 審査請求人は、LLAについて、「かがやきとしての業務でありその点に於いて根拠と為る文書等が存在しない事はある得ない。」「菓子類を購入したレシートや領収書すら存在しないのだろうか？」などと主張している。

一方、処分庁は、かがやきが保有する相談者ごとに作成している簿冊、電磁的記録で保有している会議録や名簿等の全ての文書からLLAに関する諸記録を探索したが、本件請求に係る記録は存在しなかったと主張している。

イ 当審査会として、処分庁の主張の合理性を判断するため、本件請求に係る文書については、本来は作成又は取得した後に保存すべき性質の文書ではないかという点を処分庁に確認したところ、「仮に保存すべきであったとしても、保存期間の経過により廃棄されているものと考えている。」とのことであった。

ウ この点については、京都市公文書管理規則によれば、公文書の保存期間について、「事務事業の計画及び実施に関するもの」や「収入に関するもの」は5年と規定されていることが認められ、また、LLAが平成22年度から平成25年度までに実施された事業であることからすると、当時、かがやきが仮に本件請求に係る文書を作成又は取得していたとしても、当該文書は既に保存期間を満了し、廃棄されてしるべきものであるから、処分庁の説明に不合理はない。

エ そのほか、審査請求人からは、本件請求に係る文書が存在しているとの自身の主張を裏付ける具体的なものは示されていない。

オ よって、当審査会は、本件請求に係る文書が存在しないとする処分庁の主張に不自然な点はなく、本件処分は妥当であると認める。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

- 令和 2 年 5 月 2 6 日 諮問
- 6 月 2 6 日 諮問庁からの弁明書の提出
- 7 月 2 0 日 審査請求人からの反論書の提出
- 1 0 月 2 7 日 諮問庁からの口頭意見陳述記録書の提出（1 0 月 2 日開催）
- 1 2 月 2 2 日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和 2 年度第 6 回会議）
- 令和 3 年 1 月 2 9 日 審議（令和 2 年度第 7 回会議）
- 3 月 3 日 審議（令和 2 年度第 8 回会議）

※ 法第 3 3 条，同 3 4 条及び同 3 6 条に基づく手続を行うよう審査請求人から申立てがあったが，当審査会は，これらの手続を経なくても十分な審議が可能であると判断し，いずれも実施しなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第 2 部会（部会長 毛利 透）